

「在宅患者訪問薬剤管理指導」とは、在宅で療養を行う患者さまが疾病や負傷により通院が困難である場合において、保険医療機関の薬剤師が医師および患者さまの同意を得て患者宅を訪問し、薬剤管理指導記録に基づいた服薬指導や服薬支援、そのほかの薬学的管理指導を行うことです。

在宅での療養を行っている患者さんで通院等が難しい場合において、主治医の指示や薬学的な管理計画に基づき、薬剤師が訪問して服薬指導から薬歴管理などの業務や服薬サポートを行うことです。

在宅患者訪問薬剤管理指導で薬剤師が関わることは、

- ・処方医に対しての疑義照会
- ・薬学的管理指導計画の作成
- ・残薬の調整
- ・複数診療科で処方されるお薬の一包化

服薬指導はもちろん、残薬の管理や服用しやすい用法や規格に変更することも薬剤師の大切な役割となります。その他にも患者さんが適切な薬物療法を受けるためのサポートを薬剤師は実施しています。